

県 立 学 校 長
市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（ 岡 山 市 を 除 く 。 ）

岡山県教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る教職員のマスク
の着用について（通知）

先般、県内の中学校教員が、新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されるなど、県内においても、連日、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認される状況が続いております。

校内で感染者が出た場合には、特に教職員については、その感染者のマスクの着用の有無が、感染確認後の学校の対応や、児童生徒・保護者への心理面に、大きな影響を及ぼすことから、マスクの着用の徹底が求められる中、未だに、一部の教職員において、授業中を含む学校教育活動中に、マスクの着用が徹底されていないとの厳しい御意見が寄せられております。

については、教職員においても、児童生徒等と同様、令和 2 年 8 月 11 日付け、事務連絡、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について（通知）』中、「第 2 章学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底し、児童生徒等に感染の不安を与えることのないよう、適切な対応をお願いいたします。

また、フェイスシールドは、目の防護具であり、自身が発する飛沫の拡散を防ぐ効果はマスクより低いことや、マウスシールドについても、全ての製品がマスクと同程度の飛沫の拡散防止効果が得られるかどうか不明であること等から、学校教育活動においては、マスクの着用で対応願います。

なお、特別な支援を要する児童生徒等の対応においてフェイスシールド等を使用する場合には、保護者等への十分な説明を行うなど、御配慮くださるようお願いいたします。

本件担当 岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班 tel:086-226-7591
